

## 第2章

# 健康で生きいき、 相互に支えあう人のまち



# 第2章 第1節 健康づくりの推進

## 1. 施策の方向性

市民が生涯を通じて健康で暮らせるよう、健康に対する一人ひとりの意識を高めるため、健康教育や相談などの啓発事業を実施します。

疾病などを予防するため、市民との協働による健康づくりや、介護予防、感染症対策などに取り組むとともに、疾病などの早期発見・早期治療を目指し、生活習慣病\*<sup>23</sup>などの予防に重点を置いた対策を推進します。

さらに、市民一人ひとりの健康への自己管理を促すため、特定健診\*<sup>24</sup>・特定保健指導\*<sup>25</sup>や各種がん検診などの受診率向上を目指します。

## 2. 現状と課題

- ◆健康に対する意識啓発や健康づくりの取組みとしては、町会などと協力し健康相談や健康講座などを実施していますが、今後さらに、積極的に地域に出向いて開催することや、多くの人が集まる行事にあわせて行うなど、効果的に進めていくことが求められています。
- ◆生活習慣病を未然に防ぐには、従来の疾病予防の中心であった二次予防（健康診査などによる早期発見・早期治療）や三次予防（疾病の治療・重度化予防）にとどまることなく、生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病などの発病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策が求められています。
- ◆死亡主要原因は、がんが第1位であり、国では「がん対策推進基本計画\*<sup>26</sup>」に基づき、がん検診の受診率50%を目指しており、本市でもがん検診の受診率向上が求められています。
- ◆新型インフルエンザなどの新しい感染症に対し、情報提供や迅速な対応が求められています。
- ◆介護予防の普及啓発をさらに進めるため、地域で展開される介護予防活動への支援が求められています。

\* 23 生活習慣病 食生活、喫煙、飲酒などの生活習慣が、発症や進行に大きく影響を与える病気。糖尿病や高血圧など。(P55,56)

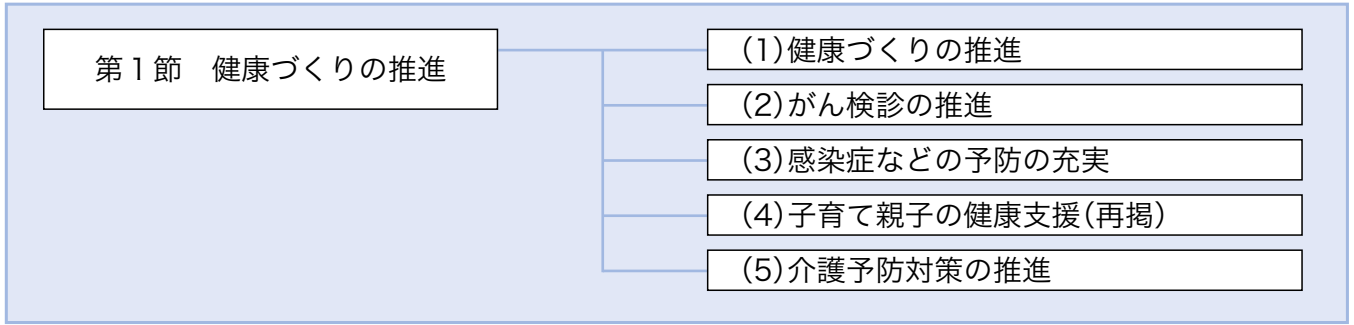
\* 24 特定健診 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診。各医療保険者が加入者（被保険者・被扶養者）に対して行うことが平成20年度から義務付け。(P55,79)

\* 25 特定保健指導 特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートをすること。(P55)

\* 26 がん対策推進基本計画 がん対策基本法に基づき、平成19年に厚生労働省が作成した計画。5年以内の目標として、がん検診の受診率50%以上を掲げている。



### 3. 施策の体系図



### 4. 施策の内容

#### (1) 健康づくりの推進（健康増進センター）

- ◆生活習慣病\*<sup>23</sup>の一次予防に重点を置き、市民が自己管理による健康な生活を送ることができるよう、健康教育・健康相談の機会の充実に努めます。
- ◆町会や地区社協などと協力して健康意識の高揚を促し、健康学習や健康実践活動を支援します。
- ◆地域に根ざした食育推進事業を展開するため、食生活改善推進員（ヘルスマイト）の養成と地区組織活動を支援します。
- ◆妊娠期や乳幼児期、子どもから高齢者に至るまで、健康的な食習慣を身につけられるよう、関係機関と連携し、情報提供や啓発などの食育を進めます。
- ◆特定健診\*<sup>24</sup>・特定保健指導\*<sup>25</sup>の受診率・実施率向上に向け、趣旨の啓発に取り組みます。

#### 『食育推進事業』（健康増進センター）

生涯を通じた健全な食生活の実現に向けて食育に関する取組みを計画的に進めます。

現況（平成22年度）	事業計画		
	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度	
・食生活改善推進員 62人 ・年間活動回数 106回	・食生活改善推進員などとの連携による推進 ・食育推進計画の策定	・食生活改善推進員などとの連携による推進	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成22年度	平成25年度	平成27年度
食生活改善推進員数	62	80	80
食生活改善推進員地区活動数	106回	110回	110回

『市民健康づくり事業』（健康増進センター）			
生活習慣病* <sup>23</sup> の一次予防に重点を置いた健康教育・相談の機会などを充実します。			
現況（平成22年度）	事業計画		
・健康相談158回、健康教室・講座141回（21年度）	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度	
	・健康相談などの実施 ・健康管理システム更新	・健康相談などの実施	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成22年度	平成25年度	平成27年度
健康相談・教室の参加者数（延べ）	4,200	4,500	4,500

### （2）がん検診の推進（健康増進センター）

- ◆実施方法を見直すなど利便性に配慮しながら、各種がん検診の普及啓発を進め、受診率向上に努めます。

『健康診査事業』（健康増進センター）			
がん検診の受診率向上を目指し、集団検診から個別検診への変更などについて検討します。			
現況（平成22年度）	事業計画		
・集団検診（胃がん、乳がん、前立腺がん） ・個別検診（肺がん、大腸がん、子宮がん）	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度	
	・個別検診化などの検討	・個別検診化などの検討	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成22年度	平成25年度	平成27年度
受診率	胃がん 2.4% 肺がん 38.7% 大腸がん 33.8% 子宮がん 15.5% 乳がん 12.8% (21年度)	50%	50%

### （3）感染症などの予防の充実（健康増進センター）

- ◆感染症の発生やまん延・重症化予防を目的に各種予防接種を実施します。
- ◆関係機関と連携し、新型感染症に関する情報提供や予防対策などに取り組みます。

『感染症等予防対策事業』（健康増進センター）			
高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の助成を推進します。			
現況（平成22年度）	事業計画		
・平成23年2月から助成開始	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度	
	・高齢者の肺炎球菌ワクチン接種に対する助成の継続	・予防接種の推進	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成22年度	平成25年度	平成27年度
高齢者の肺炎球菌ワクチン接種率	—	50%	75%

『感染症等予防対策事業』（健康増進センター）			
10歳代前半の女子を対象に子宮頸がんワクチン接種の助成を推進します。			
現況（平成22年度）	事業計画		
平成23年2月から助成開始	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度	
	・子宮頸がんワクチン接種に対する助成の継続	・予防接種の推進	

#### （4）子育て親子の健康支援（再掲）（健康増進センター）

- ◆妊娠・出産から乳幼児期に至るまで、母親の健康な生活と乳幼児の健やかな発育・発達を促すため、健診や相談の充実に努めます。
- ◆地域医療機関などとの連携や母子保健推進員の地域活動により、様々な面から子育て親子の健やかな生活を支援します。

『母子保健事業（再掲）』（健康増進センター）			
妊婦健診などに対する助成を引き続き行います。			
現況（平成22年度）	事業計画		
・妊婦健診14回分、子宮頸がん検査、HIV検査、超音波検査4回助成（平成22年度国庫補助終了予定）	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度	
	・健診に対する助成	・健診に対する助成	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成22年度	平成25年度	平成27年度
利用者数（延べ）	11,450	11,450	11,450

## (5) 介護予防対策の推進（高齢者福祉課、健康増進センター）

◆加齢や疾病による生活機能の低下を防ぎ、健康で長生きできるよう、介護予防事業に取り組みます。

◆介護予防活動に取り組む市民の自主グループの育成と交流を支援します。

### 『介護予防事業』（健康増進センター）

一般高齢者を対象に、介護予防に関する知識を普及・啓発するとともに、地域包括支援センター\*27など関係機関と連携しながら、地域で支えあう介護予防活動を進めます。

現況（平成 22 年度）	事業計画		
	平成 23 年度～ 25 年度	平成 26 年度～ 27 年度	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防自主グループ 42 組織、連絡会 3 組織</li> <li>・自主グループ活動への参加者数 600 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活機能向上などのための各種教室、健康講座、健康相談会の開催</li> <li>・介護予防自主グループの育成、活動支援、団体間交流の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活機能向上などのための各種教室、健康講座、健康相談会の開催</li> <li>・介護予防自主グループの育成、活動支援、団体間交流の促進</li> </ul>	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度
介護予防自主グループ数と連絡会の数	45 組織	57 組織	65 組織
自主グループ活動への参加者数	600	810	950



介護予防のための取組み

\* 27 地域包括支援センター 主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師が配置され、介護・健康・福祉などの相談、高齢者虐待への対応や成年後見制度の利用支援、介護予防のプラン作成、ケアマネージャーへの支援や関係機関とのネットワークづくりを担う機関。(P68,69,70)



## 第2章 第2節 地域医療体制の充実



### 1. 施策の方向性

市民が必要とする医療を適切に受けられるよう、医療機関の相互の連携を支援するとともに、日頃から地域医療に関する情報を積極的に市民に提供します。また、近隣市町と連携し、夜間・休日の救急医療体制の充実に努めます。

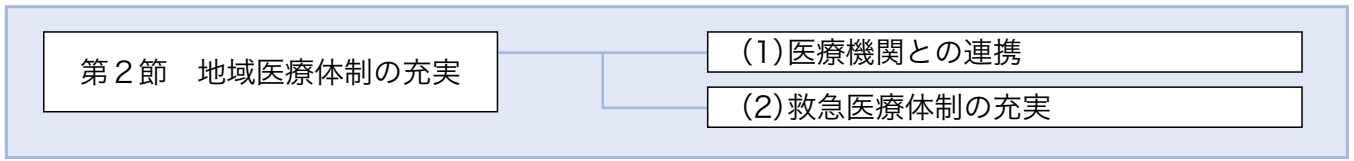
### 2. 現状と課題

- ◆市内の医療機関は、平成22年3月現在、病院6施設、診療所50施設、歯科診療所48施設あります。
- ◆本市の救急医療体制は、初期救急（外来治療を必要とする軽症の患者に対応）、第二次救急（入院治療を必要とする重症の患者に対応）、第三次救急（さらに重篤な患者に対応）体制がそれぞれ整備されています。
- ◆初期救急医療については、東入間医師会により休日診療、平日夜間の小児救急診療を実施、第二次救急医療については、川越地区内の病院群が輪番制方式により休日及び夜間の診療を実施、第三次救急医療については、埼玉医大総合医療センターで実施しています。
- ◆平成21年度に実施した市民意識調査では、「医療サービス体制の充実」に関する施策の満足度が平均より低く、不満の理由が「医療施設の情報が少ない」が1位だったことから、医師会などと連携しながら、医療体制の整備とともに、積極的な情報提供が求められています。





### 3. 施策の体系図



### 4. 施策の内容

#### (1) 医療機関との連携（健康増進センター）

- ◆市内医療機関と中核的病院（大学病院）相互の連携と医療供給体制の確立を支援します。

#### (2) 救急医療体制の充実（健康増進センター）

- ◆医師会や医療機関との連携・協力により、適切な初期救急及び第二次救急医療体制の充実に努めます。  
また、これらに関する情報提供を積極的に進めます。
- ◆医療に欠かせない輸血用血液を確保するため、献血の啓発・推進を行います。

# 第2章 第3節 地域福祉の充実

## 1. 施策の方向性

市民一人ひとりがともに支えあう地域社会を目指し、そのための意識啓発や市民活動に対する支援を行い、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組みます。

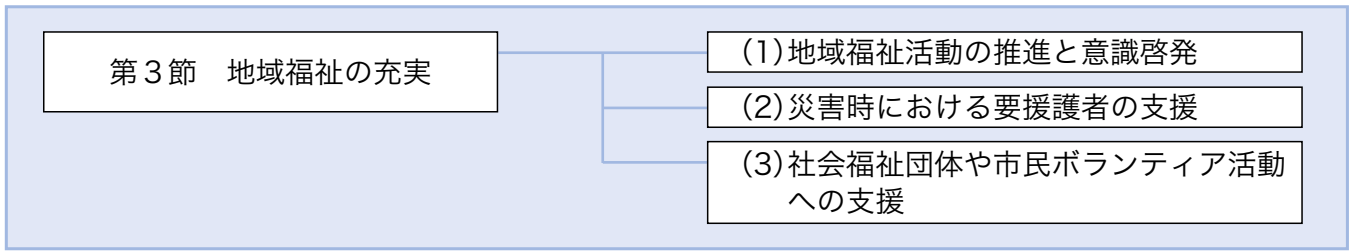
## 2. 現状と課題

- ◆地域課題を解決するためには、行政施策だけでなく、市民と行政の協働による地域の実情に応じたきめ細かな対応が求められています。
- ◆本市社会福祉協議会におけるボランティア登録団体と人数は、平成21年度現在、52団体839人であり、年々増加しています。今後は、こうしたボランティアの役割が一層重要さを増すものと推測されます。



災害時要援護者避難訓練の様子

### 3. 施策の体系図



### 4. 施策の内容

#### (1) 地域福祉活動の推進と意識啓発（福祉課）

- ◆市民との協働による地域福祉活動を進めるため、「ふじみ福祉フォーラム21」など様々な啓発事業に取り組みます。
- ◆地域全体でお互いを支えあうまちを目指し、地域住民との協働により地域福祉計画を進めます。

#### 『地域福祉計画推進事業』（福祉課）

社会福祉協議会や市民ボランティアとの連携により地域福祉活動を推進します。

現況（平成22年度）	事業計画	
	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度
・地域福祉計画を周知するための「協働によるまちづくり講座（出前講座）* <sup>28</sup> 」を開催	・市民協働による地域福祉活動の推進	・市民協働による地域福祉活動の推進

\* 28 協働によるまちづくり講座 市民の希望に応じて市職員が地域に出向き、市政に関する情報や学習機会を提供する取組みのこと。平成22年度は89種の講座がある。(P86)

## (2) 災害時における要援護者の支援（福祉課、安心安全課）

- ◆災害時において、高齢者や障がい者などの要援護者の支援が迅速・的確に行えるよう、日頃から、市民とともに、要援護者情報の把握や安否確認、避難行動支援などに取り組みます。

### 『災害時要援護者支援事業』（福祉課、安心安全課）

高齢者や障がい者など災害時における要援護者の情報を収集・整備し、平常時より関係者と情報共有し、個別支援計画や支援者用マニュアルを作成します。

現況（平成22年度）	事業計画		
・災害時要援護者* <sup>29</sup> 避難支援体制の検討	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護者名簿作成及び要援護者マップの作成、更新</li> <li>・個別支援計画、支援者用マニュアルの作成</li> <li>・避難訓練実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護者名簿及び要援護者マップの作成、更新</li> <li>・個別支援計画、支援者用マニュアルの作成</li> <li>・避難訓練実施</li> </ul>	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成22年度	平成25年度	平成27年度
要援護者登録人数	386	800	1,700

## (3) 社会福祉団体や市民ボランティア活動への支援（福祉課）

- ◆地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員、社会福祉協議会、社会福祉活動団体などの活動に対する支援を行います。
- ◆社会福祉協議会と連携し、福祉ボランティアの養成に努めます。

### ボランティアグループ登録状況

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
登録者数		645人	762人	839人
登録団体		42団体	46団体	52団体
内 訳	高齢者関係	20団体	20団体	22団体
	障がい者関係	5団体	5団体	5団体
	子育て・児童関係	3団体	3団体	3団体
	施設関係	4団体	4団体	4団体
	その他	10団体	14団体	18団体

資料：富士見市社会福祉協議会

\* 29 災害時要援護者 高齢者や障がい者など、災害発生時に情報収集や安全な場所への避難が困難で、第三者の支援が必要であると思われる人のこと。(P152,154)



## 第2章 第4節 高齢者福祉の充実



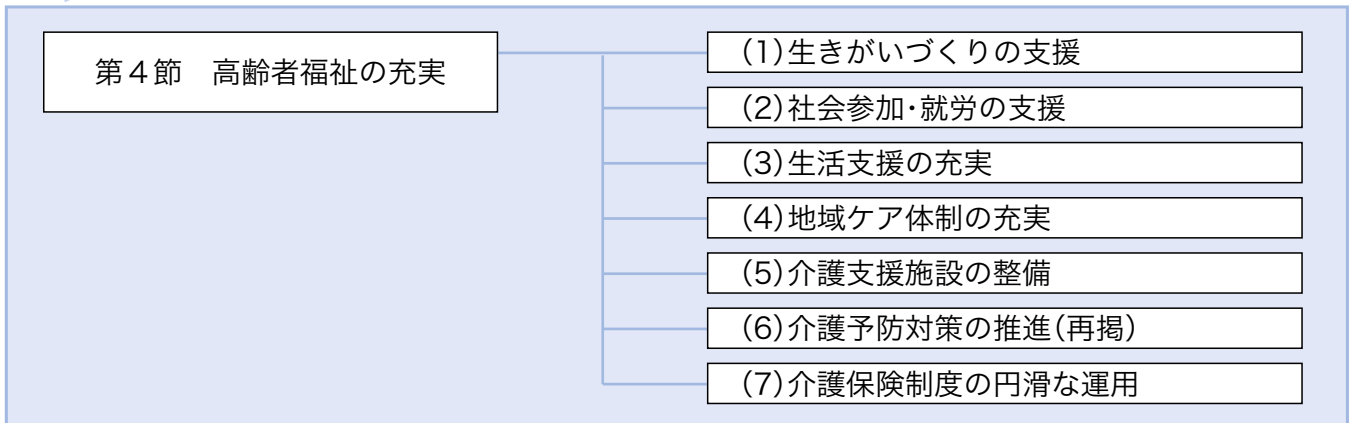
### 1. 施策の方向性

高齢者がいつまでも元気で生きいきとした生活ができるよう、市民・行政・関係機関の連携により、地域全体で支えあう仕組みを構築し、介護予防事業の推進や就業・生きがいつくりの支援を行います。また、介護の必要な高齢者やその家族に対する総合的・包括的な相談・支援体制の充実や、施設や在宅におけるサービスの提供に取り組みます。

### 2. 現状と課題

- ◆本市の高齢化率（65歳以上の割合）は、平成22年5月末現在20.1%で、年々増加しています。特に、高齢者世帯のうち、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の割合が増加していることから、様々な相談にきめ細かく対応できるよう、相談体制の強化、地域における見守りや支えあいが求められています。
- ◆富士見市シルバー人材センターの会員数は、年々増加しており、今後も引き続き、就労を希望する高齢者に対する支援が求められています。また、老人福祉センターの利用者数が増加傾向にあるばかりでなく、コミュニティ大学など高齢者の自主的な活動が活発になっていることから、高齢者の生きがいや社会参加の取組みが求められています。
- ◆本市の要支援・要介護認定者数が増加していることから、虚弱高齢者や要支援と認定された高齢者を中心に介護予防事業の強化が求められています。
- ◆介護が必要な人が地域で自立した生活ができるよう、介護に関する相談体制の充実、適切なケアプランの作成、在宅・施設における施策の充実が求められています。

### 3. 施策の体系図



### 4. 施策の内容

#### (1) 生きがいづくりの支援（高齢者福祉課、交流センター、公民館）

- ◆老人福祉センターの利用促進や高齢者学級の充実に努めるとともに、各地域の老人クラブやサークル活動、コミュニティ大学など自主的な活動を支援します。

##### 『高齢者の生きがいづくり支援』（高齢者福祉課、公民館）

コミュニティ大学への支援や高齢者学級の開催などにより、学習の機会、内容を充実します。また、老人福祉センターの施設環境やスポーツ・レクリエーション活動の場を充実します。

現況（平成22年度）	事業計画		
	平成23年度～25年度		平成26年度～27年度
・老人福祉センター 利用者 28,780人 利用団体 614団体 (21年度)	・学習活動やスポーツ・レクリエーション活動の促進 ・老人福祉センター改修		・学習活動やスポーツ・レクリエーション活動の促進
指 標	現状値	目 標 値	
	平成22年度	平成25年度	平成27年度
老人福祉センター利用者数（延べ）	28,780 (21年度)	33,000	35,000

#### (2) 社会参加・就労の支援（高齢者福祉課、生涯学習課）

- ◆市民の様々な社会経験や技能を活かすため、市民人材バンク<sup>\*30</sup>への登録促進や地域でのふれあい、仲間づくりなどの充実に努めます。

\* 30 市民人材バンク 市民参加による生涯学習を進めるため、幅広い分野における人材を発掘し、その情報を提供することにより、市民の多様な学習や活動を支援するシステム。(P86)

- ◆高齢者の雇用機会を拡大するため、シルバー人材センターに対する支援を行うとともに、ハローワーク\*<sup>31</sup>との連携に努めます。

#### 『富士見市シルバー人材センター運営補助事業』（高齢者福祉課）

高齢者の雇用機会拡大のため、富士見市シルバー人材センターに対する市委託事業の拡充や民間事業者の利用促進などの支援を行います。

現況（平成 22 年度）	事業計画	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市委託件数 30 件</li> <li>・民間受託件数 850 件（21 年度）</li> </ul>	平成 23 年度～ 25 年度	平成 26 年度～ 27 年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事業の拡充</li> <li>・民間事業者の利用促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事業の拡充</li> <li>・民間事業者の利用促進</li> </ul>

### （3）生活支援の充実（高齢者福祉課）

- ◆自立した生活を支援するため、一人暮らしや援護が必要な高齢者に対する各種施策を充実します。

- ◆認知症高齢者などのため、成年後見制度\*<sup>32</sup>の普及や権利擁護などに取り組みます。

#### 『在宅高齢者の支援事業』（高齢者福祉課）

寝具乾燥サービス、緊急時連絡システム機器の貸与、配食サービス、日常生活用具給付、紙おむつ支給などにより、在宅高齢者の日常生活を支援します。

現況（平成 22 年度）	事業計画	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種支援の実施</li> </ul>	平成 23 年度～ 25 年度	平成 26 年度～ 27 年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の実施</li> </ul>

### （4）地域ケア体制の充実（高齢者福祉課）

- ◆日常生活圏域ごとに地域包括支援センター\*<sup>27</sup>を設置し、相談体制などの充実に努めるとともに、関係機関と連携し、地域包括支援センターを中心とした地域のネットワークづくりを進め、高齢者の支援体制を構築します。

\* 31 ハローワーク 国民に安定した雇用機会を確保することを目的として、厚生労働省が設置した公共職業安定所の愛称。（P73）

\* 32 成年後見制度 認知症や知的及び精神障がいなどで、判断能力が不十分な人を対象に、本人の意思や利益を考えて財産管理を法的に保護・支援する制度。



## 『地域包括支援センター整備事業』（高齢者福祉課）

高齢者が住みなれた地域で安心した生活ができるよう、身近な地域ごとに地域包括支援センター\*<sup>27</sup>を設置します。

現況（平成22年度）	事業計画		
	・全4圏域のうち1圏域は民間委託、3圏域は市直営	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度
・第2・3・4圏域内に設置（民間委託）		・全圏域内での運営（民間委託）	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成22年度	平成25年度	平成27年度
地域包括支援センターを日常生活圏すべてに設置する	直営1ヶ所、委託1ヶ所	全日常生活圏域に設置	全日常生活圏域に設置

## (5) 介護支援施設の整備（高齢者福祉課）

◆介護ニーズの状況を踏まえながら、必要な介護サービス事業・施設の整備を進めます。特に、在宅での生活ができるだけ続けられるよう、地域密着型施設を整備します。

## 『地域密着型施設の整備』（高齢者福祉課）

身近な地域で生活できるよう、小規模多機能型居宅介護\*<sup>33</sup>やグループホーム\*<sup>34</sup>などの地域密着型施設を整備します。

現況（平成22年度）	事業計画	
	・民間事業者の公募、地域密着型施設として指定	平成23年度～25年度
・地域密着型施設の整備		・地域密着型施設の整備

## (6) 介護予防対策の推進（再掲）（高齢者福祉課、健康増進センター）

◆加齢や疾病による生活機能の低下を防ぎ、健康で長生きできるよう、介護予防事業に取り組みます。

◆介護予防活動に取り組む市民の自主グループの育成と交流を支援します。

\* 33 小規模多機能型居宅介護 可能な限り、在宅での生活を目指し、「通い」を中心に「訪問」「宿泊」の介護サービスを提供すること。

\* 34 グループホーム 認知症高齢者などが少人数（概ね4～9人）で、日常生活上の必要な援助やサービスを受けながら共同生活する場のこと。（P72）

### 『介護予防事業（再掲）』（健康増進センター）

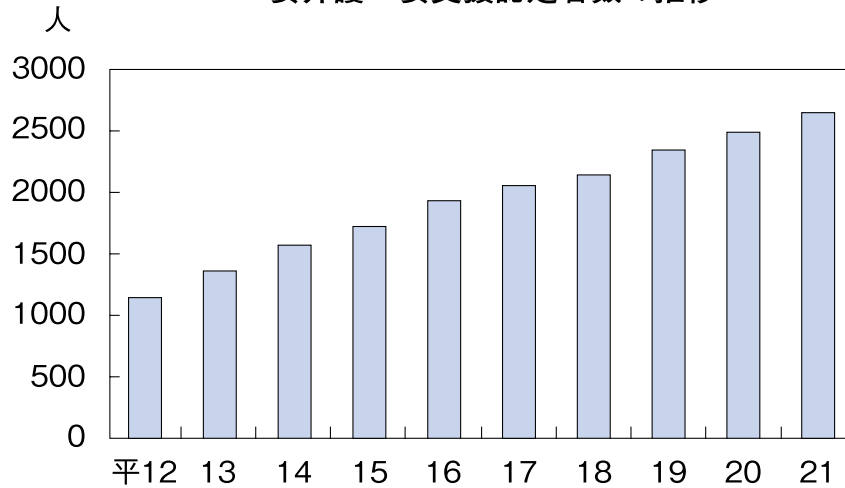
一般高齢者を対象に、介護予防に関する知識を普及・啓発するとともに、地域包括支援センター\*27 など関係機関と連携しながら、地域で支えあう介護予防活動を進めます。

現況（平成 22 年度）	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防自主グループ 42 組織、その連絡会 3 組織</li> <li>・自主グループ活動への参加者数 600 人</li> </ul>	平成 23 年度～ 25 年度	平成 26 年度～ 27 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活機能向上などのための各種教室、健康講座、健康相談会の開催</li> <li>・介護予防自主グループの育成、活動支援、団体間交流の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活機能向上などのための各種教室、健康講座、健康相談会の開催</li> <li>・介護予防自主グループの育成、活動支援、団体間交流の促進</li> </ul>	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度
介護予防自主グループ数とその連絡会の数	45 組織	57 組織	65 組織
自主グループ活動への参加者数	600	810	950



いきいきサロンの様子

## 要介護・要支援認定者数の推移



資料：高齢者福祉課

## (7) 介護保険制度の円滑な運用（高齢者福祉課）

- ◆高齢者保健福祉計画\*<sup>35</sup>を策定し、介護保険サービスの適切な給付を行うとともに、保険料の着実な収納に努め、健全で円滑な制度の運用を行います。

## 『介護保険制度の運用』（高齢者福祉課）

介護予防事業や入浴、食事などの介護や機能訓練、看護など介護が必要な方の日常生活を社会全体で支えます。

現況（平成22年度）	事業計画	
	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度
・第4期高齢者保健福祉計画(21～23年度)の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防施策の推進</li> <li>・介護サービスの提供</li> <li>・第5期高齢者保健福祉計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防施策の推進</li> <li>・介護サービスの提供</li> <li>・第6期高齢者保健福祉計画の策定</li> </ul>

\* 35 高齢者保健福祉計画 介護保険事業を円滑に実施するため、向こう3年間の介護保険収入と支出の見込み量などを盛り込んだ計画。

## 第2章 第5節

# 障がい者福祉の充実



### 1. 施策の方向性

障がい者の日常生活や自立を支援するため、個人の特性に応じたサービスの提供や経済的負担の軽減とともに、施設整備などによる就業支援や社会参加支援に取り組みます。

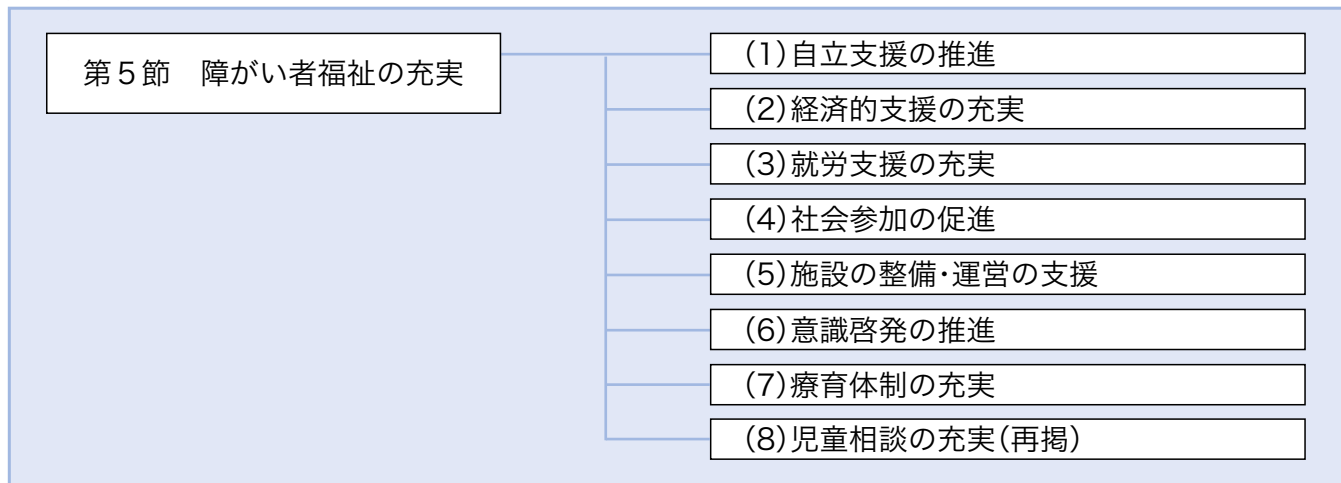
また、意識啓発や交流事業の推進により、障がいに対する理解を深め、誰からも差別されることのない、ともに生きともに支えあうまちを目指します。

### 2. 現状と課題

- ◆高齢化の進行などに伴い、障害者手帳（身体、知的、精神）の所持者は年々増加しています。また、近年、発達障がい\*<sup>7</sup>児・者に関する相談・支援が増えています。
- ◆本市では、乳幼児健診などによる障がいの早期発見から、みずほ学園での療育や保育所での保育、小・中学校での特別支援教育、さらには卒業後の進路指導まで一連の体制が整っていますが、今後においては、発達障がいに対応した施策の充実が求められています。
- ◆近年、乳幼児健診の充実により、発達障がい児のフォローが進み、みずほ学園への入園児の増加、低年齢化が進んでいます。
- ◆障がい者支援については、個々のニーズに対応した各種支援に取り組んでいますが、就労訓練や、地域での生活を送ることができるグループホーム\*<sup>34</sup>などの施設の整備・支援が求められています。
- ◆国では、障害者基本法改正や障害者自立支援法に代わる法制度の検討が行われており、その動向を注視しながら施策を展開する必要があります。



### 3. 施策の体系図



### 4. 施策の内容

#### (1) 自立支援の推進（障がい福祉課）

- ◆地域での自立した生活を支援するため、介護給付や訓練等給付などのほか、相談支援や、手話通訳者派遣などのコミュニケーション支援を行います。

#### 『地域生活支援事業』（障がい福祉課）

相談や日常生活用具の給付、手話通訳の派遣、外出時の支援、障がい児の一時預かりなどにより日常生活を支えます。

現況（平成22年度）	事業計画		
	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニケーション支援事業</li> <li>・ 地域活動支援センター事業</li> <li>・ 移動支援事業</li> <li>・ 日中一時支援事業</li> <li>・ 日常生活用具給付</li> </ul>	・ 事業の充実、推進	・ 事業の充実、推進	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成22年度	平成25年度	平成27年度
登録手話通訳者数	10	13	15

#### (2) 経済的支援の充実（障がい福祉課）

- ◆経済的、精神的負担を軽減するため、在宅重度心身障害者手当などの各種手当や医療費の支給を行います。

#### (3) 就労支援の充実（障がい福祉課）

- ◆地域の就労訓練事業所やハローワーク<sup>\*31</sup>など関係機関と連携し、就労支援センターの充実に努めます。

### 『就労支援の充実』（障がい福祉課）

就労機会の拡充や安心して働き続けることができるよう障害者就労支援センターの体制を充実します。

現況（平成 22 年度）	事業計画	
・ 障害者就労支援センターの設置（市役所内）	平成 23 年度～ 25 年度	平成 26 年度～ 27 年度
	・ 体制の充実 ・ 就労支援	・ 就労支援

### （４）社会参加の促進（障がい福祉課）

◆社会生活圏の拡大と社会生活への参加・自立を促進するため、福祉タクシー利用料補助などを行います。

### （５）施設の整備・運営の支援（障がい福祉課）

◆障がい者の生活支援や就労訓練の充実を目指し、障がい者施設の整備や運営に対する支援を行います。

### 『就労訓練事業所の整備』（障がい福祉課）

精神障がい者の就労訓練や相談体制を充実するため、就労訓練事業所を整備・支援します。

現況（平成 22 年度）	事業計画		
・ 市内の就労訓練施設数 0	平成 23 年度～ 25 年度	平成 26 年度～ 27 年度	
	・ 施設整備、運営支援	・ 運営支援	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度
市内就労訓練施設利用者数	—	18	20

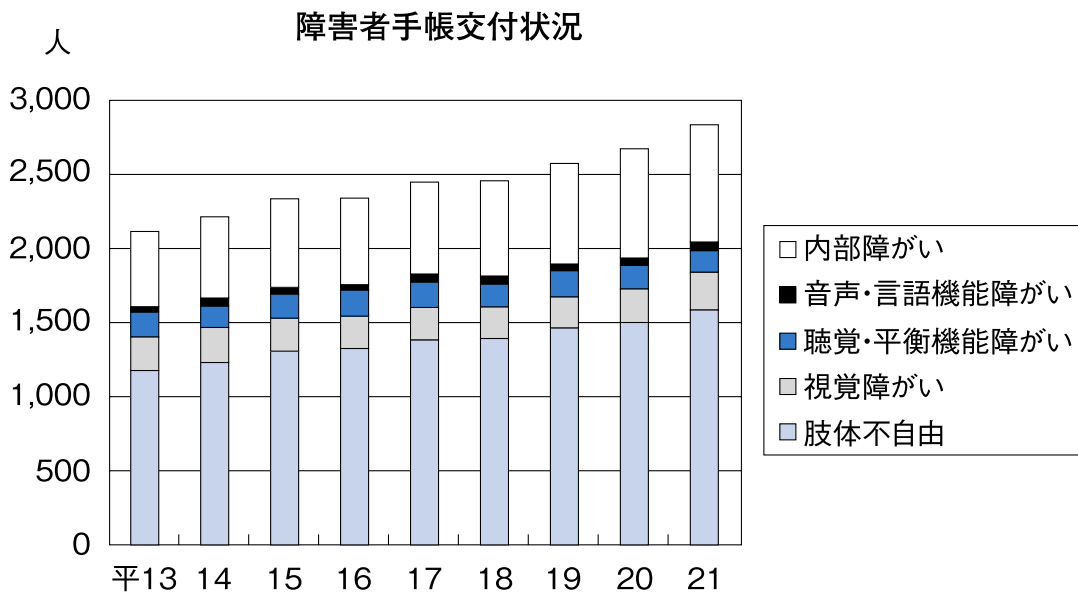
### （６）意識啓発の推進（障がい福祉課）

◆当事者、関係者、市民が参加する地域自立支援協議会において、市民とともに、障がいに関する意識啓発を進めます。

『障がい者への理解と交流の推進』（障がい福祉課）

障害者支援計画\*<sup>36</sup>に基づき、広報紙やホームページの活用による障がいへの理解促進や、交流機会の拡充、福祉教育の一層の充実などにより、ノーマライゼーション\*<sup>37</sup>社会の実現に取り組みます。

現況（平成22年度）	事業計画	
・第2期障害者支援計画（21～23年度）の推進	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報などによる理解促進への取組み</li> <li>・交流機会の拡充</li> <li>・第3期障害者支援計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報などによる理解促進への取組み</li> <li>・交流機会の拡充</li> <li>・第4期障害者支援計画の策定</li> </ul>



資料：障がい福祉課

(7) 療育体制の充実（みずほ学園）

- ◆関係機関と連携し、障がい児や発達遅れのある乳幼児を支援するため、機能訓練、親子指導、個別・集団指導を早期から実施します。特に、低年齢児、保育所・幼稚園との併用通園児、医療的ケアが必要な重度障がい児の対応の充実に努めます。
- ◆地域における療育センター機能の充実を目指します。

\* 36 障害者支援計画 平成20年度において、障害者基本法に基づく富士見市障害者計画と、障害者自立支援法に基づく富士見市障害福祉計画を統合した計画。

\* 37 ノーマライゼーション 障がいを持つ人もそうでない人も、区別されことなく生活を送り、活動することが本来の社会のあるべき姿であるという考え方。

### 『みずほ学園運営事業』（みずほ学園）

障がいや発達に遅れのある就学前の子どもの早期療育や支援に向けて相談機能などを充実します。

現況（平成 22 年度）	事業計画		
	平成 23 年度～ 25 年度	平成 26 年度～ 27 年度	
・機能訓練や指導の実施	・機能訓練、指導の実施	・機能訓練、指導の実施	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度
利用者数（入園者と外来利用者の実人数）	72	90	100



みずほ学園

### （8）児童相談の充実（再掲）（障がい福祉課）

- ◆子どもの発育・発達、養育などの問題に対応するため、相談体制の充実や、臨床心理士、言語聴覚士などによる診断・専門指導などの充実に努めます。





# 第2章 第6節 社会保障の充実



## 1. 施策の方向性

国民健康保険制度などについては、安定した保険制度により医療を受けることができるよう健全な運営を行います。

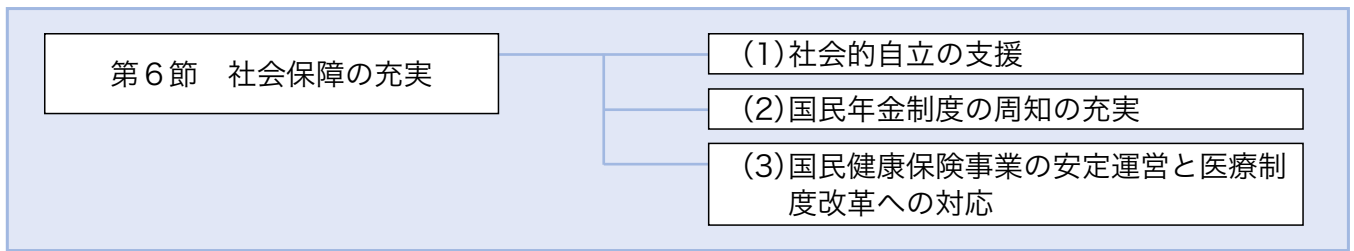
生活保護については、受給者の自立を促すなど、適切な運用に努めます。

また、国民年金については、制度の趣旨の理解を促します。

## 2. 現状と課題

- ◆生活保護を受給する世帯は、経済・雇用情勢を反映し、全国的に増加傾向にあり、本市においても、状況は同じです。引き続き、適正な審査と給付を行うとともに、生活保護受給者の自立を促すことが求められています。
- ◆国民年金については、引き続き、関係機関と連携し、制度の周知に努める必要があります。
- ◆国民健康保険については、引き続き、医療費の適正化と保険税の収納率向上に努めるとともに、県レベルでの事業の広域化が検討されているため、その動向を見守る必要があります。
- ◆後期高齢者医療制度については、国において新たな制度への移行が検討されています。

### 3. 施策の体系図



### 4. 施策の内容

#### (1) 社会的自立の支援（福祉課）

- ◆すべての市民が、健康で文化的な生活水準を維持できることを保障し、自立を支援します。

##### 『就労支援事業』（福祉課）

生活保護受給者の自立に向けた就労活動を支援します。

現況（平成22年度）	事業計画		
	平成23年度～25年度		平成26年度～27年度
・就労支援員の配置	・相談支援の充実		・相談支援の充実
指 標	現状値	目 標 値	
	平成22年度	平成25年度	平成27年度
就労者数	—	20	20

#### (2) 国民年金制度の周知の充実（保険年金課）

- ◆公的年金の運営主体である日本年金機構と連携し、国民年金制度の周知に努めます。

#### (3) 国民健康保険事業の安定運営と医療制度改革への対応（保険年金課）

- ◆特定健診<sup>\*24</sup>事業の推進やジェネリック医薬品<sup>\*38</sup>の使用推奨などにより、医療費の適正化を目指します。
- ◆後期高齢者医療制度や国民健康保険などの地域医療制度の見直しに的確に対応し、健全な運営を進めます。

\* 38 ジェネリック医薬品 医薬品の製造方法などに関する特許が切れた後に、別の医薬品製造会社と同じ有効成分でつくる薬のこと。最初に開発された薬よりも価格が安い。